

＜交通安全テスト＞

平成26年11月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車に乗る前に、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検をする必要がある。【○】

A : ● 交通の方法に関する教則 第3章第1節2自転車の点検（抜粋）
自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。
- (2) サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。
- (3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。
- (4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。
- (5) チェーンは緩み過ぎてないか。
- (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか。
- (7) 警音器は、よく鳴るか。
- (8) 前照灯は、明るいか。
- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- (10) 尾灯や反射器材はついているか。また、後方や側方からよく見えるか。
- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- (12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

＜指導のポイント＞

- ① ハンドルは前輪と直角に固定されているか
- ② ライトは明るくつくか
- ③ ブレーキは、前・後輪ともよく効くか
- ④ タイヤは十分に空気が入っているか、また、すり減っていないか
- ⑤ ベル（警音器）は、よく鳴るか
- ⑥ サドルは固定されているか、また、またがったとき両足先が地面に着く程度に調節されているか

の順番で自転車の点検を行ってください。

また、ブレーキが故障している自転車に乗る事は大変危険ですし、違反にもなります。

② 黄色信号や青色の点滅信号では渡り始めない。【○】

A : ● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則第1章第2節1信号の意味（抜粋）

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

＜指導のポイント＞

赤・・・止まれ

車が来てなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車があるので、すぐに渡らず渡る前に左右の安全確認してから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。もうすぐ赤になる注意の色です。

渡り始めず次の青まで待ちましょう。

※横断歩道の半分まで渡っていたら、渡りきること。

横断歩道の半分以下であれば引き返し戻すこと。

◎ 青信号や信号の変わり目での駆け込み横断は大変危険です。青信号では安全確認をしてから横断しましょう。また、信号の変わり目の黄信号や青信号の点滅では絶対に横断はやめましょう。

③ 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。【×】

A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3交差点の通り方（2）

ア、「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分、確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

「一時停止」の標識があるところでは、自転車は一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない見通しの悪い交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

④ 踏切では一時停止をし、安全を確かめ、自転車を押して渡る。【○】

A : ● 道路交通法第33条（踏切通過（抜粋））

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2走行の注意（6）

踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。

踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

＜指導のポイント＞

踏切では渡る前に必ず、一時停止をして安全確認をし、自転車から降りて押して渡るようにしましょう。

また、踏切の警報器が鳴っているときはや遮断機が降り始めてからは

踏切に入ってはいけません。

⑤ 夜間、周りが明るければ自転車のライトは付けなくてもよい。【×】

A : ● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火）

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

罰則：5万円以下の罰金

● 交通の方法に関する教則第3章第1節1

（自転車に乗るに当たっての心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行している自転車・人に自分の存在を早く知らせることができます。

自転車に乗る前にライトが点灯するか、壊れていないか点検してから乗りましょう。暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯しましょう。

夜間の外出時の服装は、白や黄色のような明るい色の服を着用しましょう。

黒や紺色の服は周りの暗さと同化してしまいます。

また、反射材も活用しましょう。

反射材は車のライトを反射して光を跳ね返す特性があり、約100m先（前照灯（ハイビーム）点灯時）の車の運転手に気づいてもらうことができます。